

平成30年第3回大衡村議会定例会会議録 第4号

平成30年9月13日（木曜日） 午後1時30分開議

出席議員（12名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	6番 文屋 裕男	7番 小川 宗寿
9番 高橋 浩之	10番 遠藤 昌一	11番 山路 澄雄
12番 佐々木金彌	13番 小川ひろみ	14番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 早坂紀美江
税務課長 大沼 善昭	健康福祉課長 残間 文広
産業振興課長 斎藤 浩	都市建設課長 後藤 広之
教育学習課長 八巻利栄子	生涯学習担当課長 渡邊 愛
村誌編纂室長 文屋 寛	会計管理者 斎藤 善弘

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 和泉 文雄 書記 高橋 吉輝

議事日程（第4号）

平成30年9月13日（木曜日） 午後1時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認定第 1号 平成29年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 2号 平成29年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 4 認定第 3 号 平成 29 年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 4 号 平成 29 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 5 号 平成 29 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 6 号 平成 29 年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 7 号 平成 29 年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 8 号 平成 29 年度大衡村水道事業会計決算認定について
- 第 10 発委第 1 号 大衡村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 49 号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 委員会の閉会中の継続調査の件について
-

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）と同じ

午後 1 時 30 分 開 議

議長（細川運一君） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しますので、これより平成 30 年第 3 回大衡村議会定例会 10 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第 1 、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、12 番佐々木金彌君、13 番小川ひろみ君を指名いたします。

日程第 2 認定第 1 号 平成 29 年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 認定第 2号 平成29年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第 3号 平成29年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第 4号 平成29年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第 5号 平成29年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第 6号 平成29年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第 7号 平成29年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第 8号 平成29年度大衡村水道事業会計決算認定について

議長（細川運一君） ここでお諮りいたします。日程第2、認定第1号平成29年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3、認定第2号平成29年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第3号平成29年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第4号平成29年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第5号平成29年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第6号平成29年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第7号平成29年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第8号平成29年度大衡村水道事業会計決算認定について、以上の8件は会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、認定第1号から日程第9、認定第8号までの8件は一括議題といたします。

ここで決算審査特別委員長に審査の報告を求めます。決算審査特別委員長佐々木金彌君、登壇願います。

〔決算審査特別委員長 佐々木金彌君 登壇〕

決算審査特別委員長（佐々木金彌君） 決算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

平成29年度大衡村一般会計を初めとする各種特別会計歳入歳出決算の認定については、去る9月6日に決算審査特別委員会が設置され、その審査が付託されました。決算審査特別委員会は、9月7日、10日、11日、12日の4日間にわたり書類審査及び担当課ごとに決算審査が行われ、各委員並びに執行部のご協力のもと、予定どおり本日をもって審査が終了いたしました。

審査結果につきましては、報告書のとおり認定第1号平成29年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号の平成29年度大衡村水道事業会計決算認定についてまで、8件全ての議案が認定すべきものと決定いたしました。

以上、決算審査特別委員会の審査結果の報告といたします。

議長（細川運一君） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は、議案ごとに行います。

日程第2、認定第1号平成29年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（細川運一君） 起立多数と認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第3、認定第2号平成29年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（細川運一君） 起立多数と認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第4、認定第3号平成29年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

を議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案から認定第8号平成29年度大衡村水道事業会計決算認定についてまで、簡易採決により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第5、認定第4号平成29年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第6、認定第5号平成29年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第7、認定第6号平成29年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第8、認定第7号平成29年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定につい

てを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第9、認定第8号平成29年度大衡村水道事業会計決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第10 発委第1号 大衡村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第10、発委第1号大衡村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。事務局。

書記（高橋吉輝君）

発委第1号

平成30年9月13日

大衡村議会議長 細川運一殿

提出者 議会活性化特別委員会

委員長 佐々木金彌

大衡村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
上記の案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条
第3項の規定により提出します。

議長（細川運一君） これより本案の審議を行います。

提出者による内容の説明を求めます。議会活性化特別委員会佐々木金彌委員長、登壇願

います。

〔議会活性化特別委員長 佐々木金彌君 登壇〕

議会活性化特別委員長（佐々木金彌君） ただいまの発委につきまして説明いたします。

本議会活性化特別委員会は、議長を除く全員で構成されるものであります、大衡村の議会をよりよくするために4年間の予定で組まれたものであります、その中で、議員の定数並びに報酬等について慎重に議論がなされてきました。この中で人数の変遷がありましたが、お亡くなりになりました細川幸郎議員を委員長として、全8回で、第4回目の中身として皆さんに定数に対する考え方の賛否をとって、起立で決定した次第であります。その中で、先ほど読まれたように、本大衡村議会の定数を14名から12名に改めるということで、今回提出するわけでございます。

議論の中身としては、現状のままでいいんではないか、あるいは定数をぜひ削減すべきだということで、いろんな議論がなされたわけです。8回行われました。そんな中でも、現段階で議員定数を削減して、皆さんにより活発に活動していただいて、議員の質の低下になるようなことのないように、そしてまた大衡村の発展のために議論を尽くして努力していただこう、そんな思いを込めまして今回定数の2名削減を提出するものであります。

皆さんの慎重なご採決をお願いいたします。

議長（細川運一君） 質疑に關しましては、議会議員全員で構成する特別委員会からの提案のため省略をいたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を許します。討論ございませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成の方の発言を許します。討論ございませんか。（「なし」の声あり）

討論がないようです。これで討論を終わります。

直ちに採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

発委第1号を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（細川運一君） 起立多數と認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第49号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君）　日程第11、議案第49号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君）　本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君）　議案書につきましては、4ページをごらんいただきたいと思います。あわせまして新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。説明につきましては、新旧対照表をもとにご説明を申し上げます。

議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正につきましては、別表第1の改正を行うものでございます。別表第1につきましては、議員報酬月額について記載されているものでございまして、議長につきましては3万9,000円増の30万6,000円、副議長につきましては3万2,000円増の24万9,000円、議員につきましては3万円増の23万4,000円とするものでございます。この金額につきましては、村長からの諮問に基づき、平成30年7月26日、大衡村特別職給料等審議会を開催し審議された金額で、さきの議会活性化特別委員会で説明した金額となるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月26日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君）　活性化委員会を通じまして、議長を通じて、細川幸郎委員長の名前で議員報酬のアップ、引き上げについての書類を出しております。その際には、議員定数を2名削減し、そして議員報酬の4万3,000円の引き上げが妥当と委員会として決定したところです、ということで執行部に出したと思います。その中で、報酬審議会に付託されたときに、執行部提案のものが先ほど言われた金額で、議会のほうのお願いしていた、望んでおりました金額と大分差が出たという、その提案されたときに減額された理由をまずもつてお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君）　総務課長。

総務課長（早坂勝伸君）　まずこの金額の設定でございますけれども、さきの議会活性化特別委員会でご説明させていただきましたように、今回の件につきましては議員定数並びに議員

報酬、こちらのセットでの提案ということで理解したところでございました。これに基づきまして、いろいろと試算をさせていただきました。その結果、これまでの議員報酬の総額、こちらについてこの金額を上回らないようにしたいということで、要望額の7割にとどめたところでございます。

なお、そのほかに首長の給与額を基準とした金額ということで、全国町村議会議長会で出されている数値がございます。議長であれば首長の報酬と比べて40%、副議長については33%、議員については30%から31%、このような基準が示されているとのことであります。それをもとに村で計算しましたところ、今回議長で3万9,000円、副議長で3万2,000円、議員で3万円、それぞれ増額になります。これを先ほどの首長との給与額の比較を行ったところでありますて、議長につきましては40.1%、副議長につきましては32.6%、議員につきましては30.7%ということで、先ほど申しましたように全国町村議会議長会の基準額に合致するということで、これらも含めまして7割にとどめたところでございました。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 我々議会のほうで議論した場合には、大衡村が宮城県内一安い議員報酬であるということが一番今まで話題になってきたということで、これから定数を2名減らしても、やっぱり議員の報酬に見合った活動をしただけでは生活が成り立たないという、これから若い人たちを含めた新しい議員を来年の4月に選んでいただくわけですが、その際にも、やっぱり報酬をアップしていただかないと、議会のほうの懇談会、村民との懇談会についてやっても、若い人たちに声をかけても決してよい返事はもらえない、はつきりいえばそんなものではちょっとやっていけませんよみたいな話が主でございます。そういう意味では、ぜひともほかに比べてうんと上げろということではなくに、やっぱり平均ぐらいの、自分たちが一所懸命やってきた活動内容については自信を持ってやれるくらい示せたと思っておりますが、そういったことで本当はやっぱり私たちの要求した金額を最初に載せていただいて、そして審議委員に減らされるんであればそれはそれで当然しようがないのかと、そういう評価なのかということで審査してほしかったなという思いですが、その辺についてはどうでしょうか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） そういうことも言えることではございますけれども、あくまでもこの金額につきましては、村長からの諮問という金額でございます。したがいまして、提案す

る限りは村長が責任を負うということになります。その点もお含みいただきまして、ご理解をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） この件につきましては、議会のほうから議長名で昨年に村長に対して要請をしているわけですけれども、要請した時期が昨年の11月でございます。その後、大分時間が経過してございます。給料等審議会が開催されたのが、先日の活性化委員会でちょっと説明があったんですが、7月26日。もう何カ月でしょうかね、8カ月ぐらい経過した後に審議会が開催されております。大分期間、時間がかかっておりますけれども、この期間を要した理由というのはどういったことだったんでしょうか。お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） この点につきましては、審議会を開催するタイミングを見つけることができませんでした。したがいまして、このように結果的にはおくれたということをございます。この点につきましては、おわびを申し上げる次第でございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 開催の時期がおくれたということですけれども、そういったことの理由というのはどうなんでしょうか。我々議会側では、活性化委員会でもう2年近くにわたっていろいろ協議検討して、結論を出して、要請したわけです。報酬もですし、議員定数のほうも結論を出して、なおかつ住民の方々へ議会広報でもきちんと公表しました、昨年のうちに。住民懇談会開いていますので。ですから、住民の皆さんもいつごろそういう結論が出るんだろうという声はあったと思うんですよね。議会側では、3月定例会で定数条例改正ということを目標にしていました。でも、やっぱり定数と報酬は同時での提案ということに持っていきたいという考え方のもとに、ずっと定数条例も今回までずれ込んできました。ですから、執行部側だってそういう動きは理解していたと思うんですよね。村長自身の見解もお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） まず総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） その点でございますけれども、確かに期間があき過ぎたということは事実でございます。ただ、この期間でありますけれども、その条例の提案のタイミング等の議会との打ち合わせが足りなかつたのかなということでございます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今のお話でありますが、この提案をするに当たって期間がちょっとかかり

過ぎたんじゃないかということありますけれども、別に期限を切って、いつまで決定してくれと言われているわけでもございません。したがって、私たちも総務課長が答弁したようにその機会を見ていたということに尽きるわけでありまして、さらには、その額が何か要望したよりも減額されているというようなお話ですが、それも要求されて100%ということは、それはそうしてやるのはいいんでしょうけれども、私も議員時代、確かに県内で一番安い、ですからぜひアップしてあげたいなど、私も議員時代からもそういう考えはありましたので、積極的な私の上げるというそいつた気持ち、そいつたものが作用したのでありますから、それをそしりを受けるような覚えは私は全くないはずであります。それだけは私、言っておきたいと思います。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 私、別に報酬金額そのものが要請した額にならないからどうのこうのって質問はいたしておりません。

村長（萩原達雄君） いやいや、あなただけじゃなくて。

1番（石川 敏君） ですので、私は何でこの期間かかったのかという点で質問をしたわけですので。

あと、最後になりますけれども、7月に給料等審議会、委員の会議開かれていますけれども、委員方からのご意見というのはどのようなものだったか、お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） それでは申し上げます。

特別職給料等審議会時の意見でございます。村長から質問が提出されたものでありますけれども、その質問額に対しての異論はないということでございます。そのほかに、どのくらいの額が妥当であるかはわからないが、議員が職業としてできるのであればもっと活力ある議会になるのではないか。県内で最下位だから上げるというのはおかしい。議員の仕事の成果として報酬を上げるのであれば理解する。民間は成果主義であり、議員の仕事が目に見えて、それにより報酬を支払うのであれば問題はない。上げるのであれば、その辺を意識しながら議会を運営し、住民に響くような議会であってほしい。そのほか、目に見えて活動している議員と見えない議員がいる。評価ができればよいと思うし、評価の基準がつくれればよいと思う。議員報酬を人口で割ると住民1人当たりの負担額が出てくる。仙台市と比べると物すごい額になる。そこから考えると高いと思う。といった意見が出されているところでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を許します。遠藤昌一君。

10番（遠藤昌一君） 私は、今回提出された議案第49号について、反対の立場で討論をいたします。

議会活性化特別委員会立ち上げ以降、今日まで、定数削減あるいは報酬等々について討議を行ってまいりました。委員の意見には、先ほど委員長からも話がありましたとおり、議員活動に対してその努力が報われていない、報酬等に見合った、そしてまたそれに生活にはなっていない。報酬が少ないために議員のなり手が少ない等々出ました。

であれば、私もそうですが、みずから報酬が安いからと考えた場合には、何ら立候補する必要もないと思います。これによって、過去に定員に満たないことがあったでしょうか。昨今、公共料金の相次ぐ値上げや物価高、消費の低迷、それによって住民が悲鳴を上げている声も聞こえてまいります。さらには、県内の労働賃金も時給900円未満であります。また、パート労働者も低賃金であります。

今提出された議案第49号、特別職給料等審議会の意向に沿った内容なのか、あるいは議会活性化特別委員会の意見の内容を総意したものかわかりませんが、活性化委員会で討議しており、決定権は村長にあるにしても、議発で行わないのであって、それが当局に委ねている。バブル期にあっても、大中小企業や公務員の給与引き上げは2から3%、今回示された引き上げ率は基本額に対して12%も……

議長（細川運一君） 静肅に願います。

10番（遠藤昌一君） うるさいなちょっと、聞いてください。12%弱であります。つけ加えるならば、研修目的費用も1人当たり十数万円支給されており、これらも住民に示されていない。

これら等々を踏まえ、私は議案第49号に反対するものであります。

議長（細川運一君） 次に、賛成の方の発言を許します。討論ございませんか。（「なし」の声あり） 討論がないようです。これで討論を終わります。

直ちに採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第49号を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（細川運一君） 賛成多数と認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（細川運一君） 日程第12、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から所管事務の調査中の事件について、お手元に配付しました申し出のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（細川運一君） 以上で、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

これをもちまして、平成30年第3回大衡村議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたりまして、審議大変お疲れさまでございました。

午後 2時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員